

## 乙部中学校 いじめ防止基本方針

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の生徒が楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「乙部中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

### いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該生徒の対象となった児童生徒が心理的苦痛を感じているもの。」〔いじめ防止対策推進法第2条1項〕をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものも含まれる。

### 1 いじめ防止のための取組

#### <生徒への指導>

- ・生徒一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・一人一人の活躍の場を保障し、自己有用感を感じられる学級経営を行うとともに、自治活動を通して、レジリエンスの育成を視野に入れた生徒指導を推進する。
- ・わかる授業を行い、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や生徒一人一人が大切な存在であるといった命の大切さを「特別の教科 道徳」の時間や学級活動等の指導を通して行う。
- ・「いじめは決して許されないことである」という認識を生徒がもつよう、様々な活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら、先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さについて指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことについても合わせて指導する。
- ・「いじめ問題」に関する生徒会としての取組を行う。
- ・ネットでのいじめを防止するために、学級活動や「特別の教科 道徳」の時間等で「情報モラル教育」を充実する。

#### <教職員の意識改革>

- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・生徒による「授業評価」を行い、すべての生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善に努める。
- ・「特別の教科 道徳」の時間の授業公開を行うなど、思いやりの心や命を大切にする心の育成を育む指導の充実に努める。

<保護者や地域への啓発>

- ・生徒が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さについて伝える。
- ・「いじめ問題」の解決のために、学校・家庭・地域の連携が大切であることを、学校便りや「特別の教科 道徳」の時間の授業公開等で伝え、協力をお願いする。
- ・ネットでのいじめに対応するため、携帯電話の利用における危険性やフィルタリングの必要性について、学級懇談や学級通信、家庭訪問等で保護者に啓発する。

## 2 いじめの早期発見・早期対応の在り方

- ・生徒の様子を担当をはじめ多くの教職員で見守り、気付いたことを生徒理解研修の場で共有する。
- ・様子に変化が感じられる生徒には、教職員から積極的に声かけを行い、生徒に安心感をもたせる。
- ・学期に一度のアンケート調査を行い、生徒の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示し、生徒との信頼関係を深める。
- ・「いじめの早期発見」のためのチェックリストを作成・共有し、全教職員で毎月末に実施する。

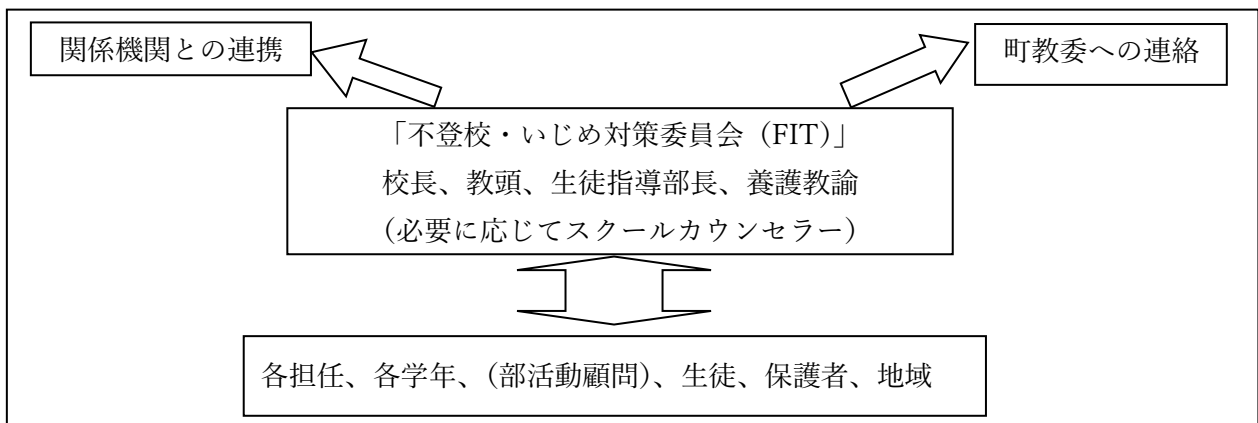
## 3 教育相談体制

- ・全生徒を対象とした学級担任による定期的な教育相談を5月、9月に実施する。
- ・いじめに限らず、困ったことがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを生徒に伝えていく。
- ・いじめに関する相談を受けた教職員は、管理職に報告するとともに委員会を通して校内で情報を共有するようにする。
- ・教職員が気付いた、あるいは生徒や保護者から相談のあった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけではなく構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。

## 4 生徒指導体制

### (1) いじめへの対応

- ・校務分掌に「不登校・いじめ対策委員会 (FIT)」を位置付ける。構成は、校長、教頭、生徒指導部長、養護教諭 (必要に応じてスクールカウンセラー)



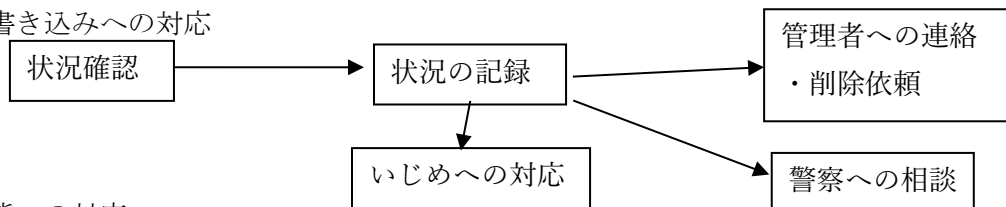
- ・役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、生徒、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。また、いじめの防止の取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェック、必要に応じた計画の見直しなど、学校はいじめの防止の取組についてP D C Aサイクルで検証を行う。具体的には、各学期に「取組評価アンケート」を6月（第1回）、11月（第2回）、2月（第3回）をめぐりに実施し、いじめ防止委員会の会議を開催する。その後、すべての教職員で共有し、共通理解を図る。
- ・いじめの相談があった場合には、当該学年の学級担任を加え、事実関係の把握、関係生徒・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、生徒の個人情報の取扱いへの対応を考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ・いじめ防止委員会は、いじめを確認した場合は、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を果たす。また、乙部町教育委員会への報告、重大事態発生時の対応については、法に即して町教育委員会及び檜山教育局に指導・助言を求める。
- ・地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であることから、P T Aや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを進めることを依頼する。

(2) ネットいじめへの対応

① ネットいじめの把握

- ・ 被害者からの訴え
- ・ 閲覧者からの情報
- ・ ネットパトロールからの情報

② 不当な書き込みへの対応



(3) 重大事態への対応

① 重大事態とは

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 高額の商品を奪い取られた場合

イ 生徒が相当の期間を欠席することを余儀なくされている。

- ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する。

② 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、町教育委員会に報告するとともに、町教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

## 5 いじめ防止のための年間計画

- (1) 5月～家庭訪問や教育動産を実施し、分析した上で、生徒理解研修を実施し、全教員による情報共有を図る。(いじめ調査、子供理解支援ツール「ほっと」の実施)
- (2) 8月～生徒理解研修を夏季休業中に実施し、2学期に向けた共通理解を図る。
- (3) 10月～教育相談を実施し、分析した上で、生徒理解研修を実施し、全教員による情報共有を図る。(いじめ調査、子供理解支援ツール「ほっと」の実施)
- (4) FIT 及び生徒指導交流会を定期的に開催し、生徒の情報の共有を図り指導に当たる。

期	月	重点項目	具体的取組
前期	4月	学校いじめ防止基本方針の周知 新入生の引き継ぎ事項の確認	生徒心得の内容確認、生徒への指導 生徒理解研修会の実施 (新入生引き継ぎ事項・家庭訪問・面談等)
	5月	学校行事による生徒観察・理解 いじめ調査による生徒理解 教育相談の実施と交流	いじめ調査の実施(体育祭後) 子供理解支援ツール「ほっと」の実施 教育相談の実施
	6月	1年生の遠足による生徒観察・理解 FITによる生徒理解	1年生遠足の実施 FITによる生徒理解の研修
	7月	生徒会の自治的活動の推進 学校行事による生徒観察・理解	全校レクリエーションの実施 2年生宿泊研修の実施 夏休み前の指導
	8月	2学期に向けた生徒理解の共有 FITによる生徒理解	2学期に向けての共通理解を図る FITによる生徒理解の研修
	9月	学校行事による生徒観察・理解 防犯教による指導	修学旅行による生徒指導・観察(3年生) 防犯教室の開催(ネットいじめの防止)
後期	10月	学校行事による生徒観察・理解 いじめ調査による生徒理解	学校行事(光濤祭)への取組(全校・学年) いじめ調査の実施(光濤祭後)
	11月	教育相談による生徒理解 生徒指導研修会による職員研修	教育相談の実施と交流 子供理解支援ツール「ほっと」の実施
	12月	生徒会の自治的活動の推進 長期休業に向けた生徒指導 FITによる生徒理解	全校レクリエーションの実施 生徒理解の研修の実施 FITによる生徒理解の研修
	1月	3学期に向けた生徒指導の共有	3学期に向けての共通理解を図る
	2月	学校行事に向けた指導 生徒同士の繋がり FITによる生徒理解	卒業式等の取組(学年ごとの協力した取組) 受験・卒業を基にした繋がり FITによる生徒理解の研修
	3月	今年度の計画の反省 次年度に向けての方針立て	春休み前の指導 次年度に向けての研修・計画